

議案第 93 号

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例制定について

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号。以下「給与条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 税務手当
- (2) 防疫手当
- (3) 特殊車両等運転手当
- (4) 主任技術者手当
- (5) 行旅病人等取扱手当
- (6) 福祉業務手当
- (7) 夜間診療等手当
- (8) 夜間看護手当
- (9) 災害対策業務手当
- (10) 建築主事手当
- (11) 動物死体処理手当
- (12) 消防手当

(税務手当)

第3条 税務手当は、次に掲げる業務又は作業に従事した職員に支給する。

- (1) 庁舎外における所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に規定する市税又は所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）第1条に規定する国民健康保険税（以下「市税」という。）の滞納に係る徴収金の

徴収業務

(2) 市税の滞納処分のための財産の差押え、公売又は搜索の作業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 1日につき250円

(2) 前項第2号の作業 1件につき250円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の作業に従事した場合にあっては、同項第1号の業務に係る手当は、支給しない。

(防疫手当)

第4条 防疫手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで及び第7項に定める感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所又は物件の消毒作業に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき500円とする。

(特殊車両等運転手当)

第5条 特殊車両等運転手当は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条第1項の規定により就業が制限されている業務を行うことができる者として、当該業務に係る特殊車両等の運転又は操作に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。

(主任技術者手当)

第6条 主任技術者手当は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項又は第2項の規定により選任された主任技術者として電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき5,500円とする。

(行旅病人等取扱手当)

第7条 行旅病人等取扱手当は、次に掲げる作業に従事した職員（消防職員を除く。）に支給する。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「行旅病人法」という。）第1条に規定する行旅死亡人又は変死人の収容作業
- (2) 行旅病人法第1条に規定する行旅病人の救護作業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 1件につき3,000円
 - (2) 前項第2号の作業 1件につき1,500円
- （福祉業務手当）

第8条 福祉業務手当は、次に掲げる業務に従事した職員（第1号及び第2号に掲げる業務にあつては福祉事務所の職員に、第3号に掲げる業務にあつては精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士として指定された職員（医療職給料表の適用を受ける職員を除く。）に限る。）に支給する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第3項又は第4項に規定する業務（生活保護に係る業務に限る。）
- (2) 社会福祉法第15条第3項又は第4項に規定する業務（生活保護に係る業務を除く。）
- (3) 精神保健福祉士法第2条に規定する相談援助に関する業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号の業務 1月につき6,000円
 - (2) 前項第2号の業務 1月につき4,500円
- （夜間診療等手当）

第9条 夜間診療等手当は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において規則で定める救急医療等の業務に従事した市民医療センターの医師に支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき50,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(夜間看護手当)

第10条 夜間看護手当は、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜

(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において行われる看護業務に従事した市民医療センターの看護師又は准看護師に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 1回につき3,300円

(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 1回につき2,900円

3 深夜における勤務交替に伴う通勤について特段の考慮が必要であると認める場合においては、前項の手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を加算した額とする。ただし、給与条例第9条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。

(1) 通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円

(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円

(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

(災害対策業務手当)

第11条 災害対策業務手当は、次に掲げる業務又は作業に従事した職員（消防職員を除く。）に支給する。

- (1) 所沢市地域防災計画に基づく体制の下で行う災害対策の業務のうち、正規の勤務時間に連続して行う4時間以上の業務又は正規の勤務時間に連続しない業務
- (2) 災害及び突発事故の対応のための正規の勤務時間に連続しない現場作業（前号に掲げる場合を除く。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 1回につき2,000円
 - (2) 前項第2号の作業 1回につき1,000円
- （建築主事手当）

第12条 建築主事手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第6項の規定により任命された建築主事として建築物の建築等に関する確認業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき6,000円とする。

（動物死体処理手当）

第13条 動物死体処理手当は、動物（犬、猫等市長が別に定めるものをいう。）の死体処理の作業に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき500円とする。

（消防手当）

第14条 消防手当は、次に掲げる業務に従事した消防職員に支給する。

- (1) 火災等における消火活動又は救助活動等のための出動業務
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9号に規定する救急業務のための出動業務

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の出動業務 次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる額（消火活動が2時間以上となった場合にあっては、次に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。）

ア 機関長及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車の運転に従事した職員 1回につき400円

イ 放水長及び機関員（アに該当する職員を除く。） 1回につき300円

ウ ア及びイ以外のもの 1回につき200円

(2) 前項第2号の出動業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 出動距離が片道20キロメートル以上である場合 1回につき500円

イ 出動距離が片道20キロメートル未満である場合 1回につき100円

（月額を単位として支給する特殊勤務手当の額）

第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）が、第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額は、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に定める額に、勤務時間等条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、勤務時間等条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(月額を単位として支給する特殊勤務手当の減額)

第16条 第6条、第8条又は第12条に規定する業務に従事する職員のその月の勤務日数が16日に満たないときは、第6条第2項、第8条第2項又は第12条第2項に規定する額から、その不足する日数半日につき、それぞれ同項に規定する額を32で除して得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)を減額する。ただし、育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員については、規則で定める。

(支給方法)

第17条 特殊勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給日に支給する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に業務又は作業に従事した職員に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に業務又は作業に従事した職員に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日に連続する業務又は作業に従事した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該業務又は作業を開始した時間の属する日において業務又は作業に従事したものとみなす。

(平成24年度における特例)

4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、次の各号に掲げる業務に従事した職員に対し、当該各号に掲げる額を特殊勤務手当として支給する。

(1) 高圧受電、変電施設の保守管理業務に従事した電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する電気主任技術者免状を有する職員（主任技術者として選任されている職員を除く。） 1月につき1,750円

(2) 高圧受電、変電施設の保守管理業務に従事した電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する電気主任技術者免状を有しない職員 1月につき1,250円

(3) 社会福祉法第15条第5項に規定する業務（生活保護に係る業務に限る。）に従事した福祉事務所の職員 1月につき1,250円

(4) 保育園における保育の業務に従事した保育士 1月につき2,250円

(5) 松原学園における集団生活支援及び療育支援の業務に従事した保育士 1月につき2,000円

(6) 児童館における指導業務に従事した職員 1月につき1,500円

（準用）

5 第15条及び第16条の規定は、前項の規定により支給する特殊勤務手当について準用する。